

議 事 録

第5回 多久市農業委員会定例会

1 日 時 令和5年11月2日（木） 9:00～ 10:00

2 場 所 第3委員会室（2F）

3 出席委員

1 番 野方 信良	2 番 百崎 善夫
4 番 永渕 晴彦	5 番 北島 繁安
6 番 陣内 敬	8 番 白仁田 和幸
9 番 山田 俊哉	10 番 曲渕 啓子
11 番 釘崎 正弘	12 番 田中 英行

4 欠席委員

7 番 平山 一信

5 議事日程

- ・第11号議案 農地法第3条による許可申請について
- ・第12号議案 農地法第5条による許可申請について
- ・第13号議案 多久市農用地利用集積事業計画（案）について

6 事務局

局 長 松永 直
次 長 辻 岳史
係 長 平野恵美子
主 査 溝上雄一郎

(議長)永渕会長

議事録署名委員の指名を行います。

11番 釘崎委員、12番 田中委員を指名いたします。

それでは、まず協議事項に入ります。

(永渕会長) それでは、議事に入ります。

第11号議案農地法第3条による許可申請について、事務局より議案の説明をお願いします。

(局長 朗読と説明)

(永渕会長) 委員の皆様から何か質問等はありませんか。

(山田委員)譲受人は農地を5反以上所有していなければ購入できないという要件があったと認識しているが。

(辻次長)令和5年の4月から下限面積の要件が撤廃されており、農地を有効利活用して遊休農地を増やさないという目的で、現在では5反以上農地を経営していなくても購入できるようになっている。

(山田委員)申請番号1はみかん山だが、譲受人はそのままみかんを栽培されるのか。

(平野係長)譲受人は今までも当該農地で作業を手伝っており、そのまま引き継ぐかたちとなる。

(永渕会長)

他に質問もないようですので、第11号議案 農地法第3条による申請については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成ですので、第11号議案 農地法第3条の許可申請について原案のとおり決定いたしました。

次に、第12号議案 農地法第5条による申請について、事務局より議案の説明をお願いします。(局長 朗読と説明)

(永渕会長) ただいまの説明に関連して、地区担当委員から補足説明がありましたらお願いします。

(陣内委員)現状、進入路は途中までしかなく、申請地西側の畑を舗装して進入路を作るようだ。U字溝を埋設して排水対策もされるようで、問題なさそうだった。

(永渕会長) 委員の皆様から何か質問等はありませんか。

(山田委員)売買価格が中途半端な価格となっているが。

(辻次長)農地とその他の部分を合わせての売買になっており、面積割りで計算したら、このような価格となった。

(永渕会長)他に質問もないようですので、第12号議案 農地法第5条による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)
全員賛成ですので、第12号議案農地法第5条による申請について許可相当の意見として県に進達することに決定いたしました。

次に、第13議案 多久市農用地利用集積計画事業(案)について、事務局より議案の説明をお願いします。(局長 朗読と説明)

(永渕会長)第13号議案について、委員の皆様から意見等がありましたらお願いします。

(野方委員)申請番号11～14は、農地バンクを利用した契約になっているが、利用するメリットは何かあるのか。

(溝上主査)固定資産税が軽減されるというメリットがある。また、相対の契約だと小作料の未払いや支払いの遅滞などある場合があるが、公社が確実に小作料の受け払いをするので、そういった心配がない。

(永渕会長)質問もないようですので、第13号議案について 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)
全員賛成ですので、第13号議案 多久市農用地利用集積事業計画(案)について原案のとおり決定いたしました。

議事は以上になります。

報告事項について

- ・農地の賃貸借契約解約届について
- ・あっせん申出書

その他

次会定例会日程について

令和5年12月 4日(月) 15:30～